平成29年度環境モニタリング計画(案)

平成25年12月の廃棄物等の撤去完了から3年間のモニタリング結果を踏まえて、平成29年度における水質モニタリングの調査内容の見直しを行う。

1 廃棄物等撤去完了後3年間のモニタリング結果(平成26年1月~平成28年12月) 廃棄物等撤去完了後の水質モニタリング結果の概要は表1のとおりとなっている。

表 1	水質モニタリング調査結果	(平成 26 年 1 月~平成 28 年 12 月) σ)概要

	甘 ;#/ 	遮水壁内		周辺	
項目	基準値	地下水	河川	湧水等	地下水
カドミウム	0.003 mg/L以下	Δ			
全 シ ア ン	不検出	*			
鉛	0.01 mg/L 以下	•	*	Δ	A
砒素	0.01 mg/L 以下	•	Δ	Δ	Δ
総水銀	0.0005 mg/L 以下	*			
P C B	不検出	*			*
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	Δ	*	*	*
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L以下	*	*	*	*
クロロエチレン *2	0.002 mg/L以下	A			*
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	Δ	*	*	*
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	*	*	*	*
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		*	*	
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	A			*
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	*	*	*	*
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	Δ	*	*	*
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	A	*	*	*
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	A	*	*	*
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	Δ	*	*	*
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下	•	*	*	*
セレン	0.01 mg/L 以下	*			*
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	•	Δ	Δ	0
ふ っ 素	0.8 mg/L 以下	*			
ほ う 素	1 mg/L 以下	•	Δ	Δ	Δ
1 , 4 - ジオキサン	0.05 mg/L 以下	•	Δ	Δ	Δ
トルエン	0.6 mg/L 以下 ^{**1}	A	*	*	*
キ シ レ ン	0.4 mg/L 以下 ^{**1}	A	*	*	*
ダ イ オ キ シ ン 類	1 pg-TEQ/L 以下	*	*	☆	
エチルベンゼン	_	有 ^{※3}	無*3	無 ^{※3}	無 ^{※3}
	 'タナルナ理接甘淮 <i>大</i> 切'タ			\m\	711/

* 3年間一度も検出されず、過去にも環境基準を超過したことがない項目

☆ :3年間一度も検出されず、過去に1度のみ環境基準を超過したしたことがある項目

△ : 3年間で環境基準の9割を超過しておらず、過去にも環境基準を超過したことがない項目

▲ : 3年間で環境基準の9割を超過していないが、過去に環境基準を超過したことがある項目

〇 : 3年間で環境基準の9割を超過したことがある項目(環境基準の超過はなし)

● : 3年間で環境基準を超過したことがある項目

空欄:調査対象外項目

※1 トルエン、キシレンについては指針値。

※2 法改正により、塩化ビニルモノマーから名称変更。(H29.4.1~)

※3 エチルベンゼンは基準値が設定されていないため検出の有無について示している。

資料5

【水質モニタリング結果の概要】

(1) 遮水壁内地下水

鉛、砒素、ベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素及び1,4-ジオキサンが環境 基準を超過しているが、その他の項目は3年間検出されていないか又は環境基準の9割を 超過していない。

(2) 周辺河川

砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素及び1,4-ジオキサンが環境基準を超えない 範囲で検出されているが、その他の項目は3年間検出されていない。

(3) 周辺湧水等

鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素及び1,4-ジオキサンが環境基準を超えない範囲で検出されているが、その他の項目は3年間検出されていない。

(4) 周辺地下水

鉛、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ほう素及び1,4-ジオキサンが環境基準を超えない範囲で検出されているが、その他の項目は3年間検出されていない。

2 水質モニタリング計画の見直しの考え方

(1)調査項目及び調査回数

遮水壁内での過去の検出状況をもとに、水質モニタリング計画の見直しの考え方を整理する。

考え方の整理に当たっては、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(平成13年5月31日環水企第92号)に基づく「青森県水質モニタリング調査処理方針」(平成18年2月8日策定)を参考とした。

① 遮水壁内及び周辺部で一度も検出しなかった項目(表1で遮水壁内、周辺とも*に該当) 及び遮水壁内で環境基準の9割を超過しておらず、過去にも環境基準を超過したことがない項目(表1の△に該当)

今後も環境基準値を超過するおそれがないと考えられることから、遮水壁内及び周辺部 の全てのモニタリングを終了する。

なお、総水銀については、現場内揚水井戸で検出されたことからモニタリングを継続する。

② 遮水壁内で3年間環境基準の9割を超過しておらず、過去に環境基準を超過したことがある項目(表1の▲に該当)

今後も環境基準値を超過するおそれがないと考えられることから、遮水壁内については モニタリングを終了する。

周辺部については、過去3年間において不検出であったものの、周辺環境への影響を確認するためにモニタリングは継続し、調査回数は年1回とする。

③ 3年間で、遮水壁内地下水で環境基準を超過したことのある項目(表 1 の●に該当) 周辺部を含め現行どおりモニタリングを継続する。

なお、1,4-ジオキサンの観測井戸については、今後も浄化の状況を確認していく必要があるため、調査回数をこれまでの年4~8回から年6回に統一する。

観測井戸と揚水井戸を兼ねる DW-1~3 の 3 基については、浄化状況の確認のほか、効率的な浄化のための運転方法の判断に資するため、調査回数を年 12 回とする。

1

4 その他

④-1 pH、電気伝導率

遮水壁内及び周辺部とも各地点で最大の調査回数に合わせる。ただし、電気伝 導率の常時監視を実施している地点については常時監視を継続する。

4 - 2 塩化物イオン

過去3年間において大きな変動がなく、変動の傾向が電気伝導率と類似しており、電気伝導率の監視のみでも水質の変化の傾向が把握できることから、全てのモニタリングを終了する。

4)-3 生活環境項目(pHを除く)

過去3年間において大きな変動がなく、今後も同様のレベルで推移すると考えられることから、浸出水処理施設の処理水の放流先であるア-17 及びその下流のア-19 以外のモニタリングを終了する。

4-4 エチルベンゼン

基準値が設定されていない物質であり、廃棄物の撤去に伴い、濃度が低下傾向 にあることからモニタリングを終了する。

④-5 ダイオキシン類(表1の☆)

平成 12 年度に周辺湧水 1 地点において 1 度のみ環境基準値を超過したが、その後は環境基準値未満であること、遮水壁内においても 3 年間で不検出であり、過去にも環境基準値を超過したことがなく、今後も環境基準値を超過するおそれがないと考えられることから、遮水壁内及び周辺部の全てのモニタリングを終了する。

(2) モニタリング地点の追加

1,4-ジオキサンの濃度調査を実施している観測井戸12か所(ア-44-2~ア-53)、観測井戸と揚水井戸を兼ねる井戸1か所(ア-54(SW-4))及び揚水井戸24か所をモニタリング計画に組み込む。調査項目は1,4-ジオキサン、pH及び電気伝導率とし、調査回数は(1)③及び④-1と同様の考え方とする。(観測井戸:年6回 揚水井戸(SW-4含む):年12回)

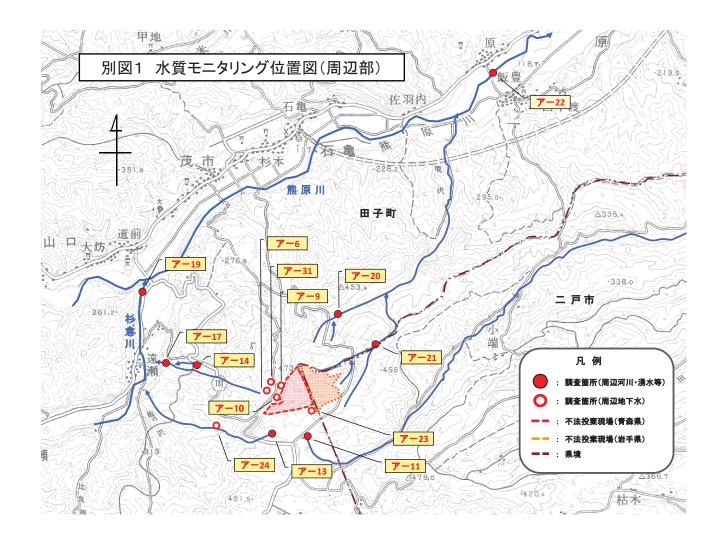
3 平成29年度水質モニタリング計画(案)

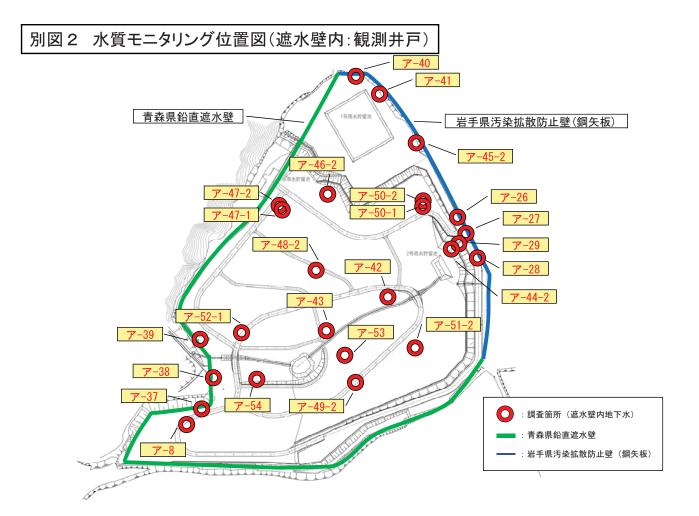
(1)調査地点

別図1~3のとおり

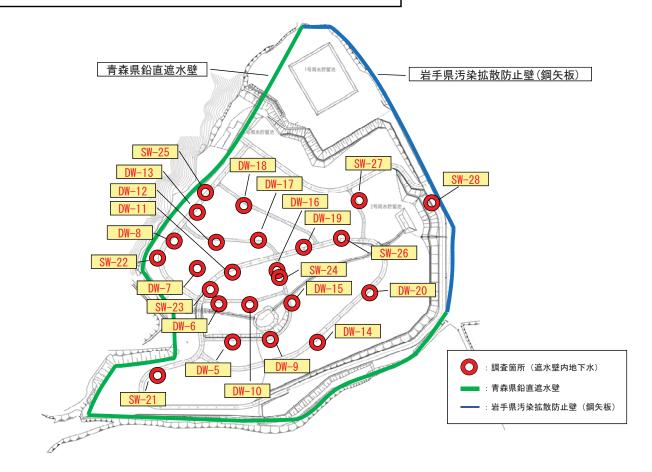
(2) 調査回数及び調査項目

別表(平成29年度水質モニタリング計画表(案))のとおり





別図3 水質モニタリング位置図(遮水壁内:揚水井戸)



3

平成29年度 水質モニタリング計画表(案)見え消し版

	1			,	生汗理	環境項目												健	月	1 項	目									I	要鹽	5. 相	1	マ(の他		備考
		採	n	В	工冶垛 C		全	全	カ	4	社	比 総	٠ ا	ь	12	血力	1 1	廷	12	R 切	 		ーテ		+7	硝	冊	ξ. Τ	ほ	1	女」	上十	力	Ι±		電	1佣 行
		坏	р	Ь		١	±	_ _	1	#	111	L ilvic	` '						7	'	' '	1	'			ᄱ	亜	\$	14	'	١,	7	7	1 🕇	—	电	
																	6	1 1	ス	2	h h	IJ		3						, ⊿							
															クー		l f	li		ا آ	' ľ	1		lĭl			硝			il			1	チ	1		
									2							塩 口		<u> </u> '.		'.	h b	ク	ラ			酸	ᄱ			'					110	気	
		取								1					\perp		ジ	ージ	,	ジ	i I ī		ク	Ϋ ッ							ル	シ	4				
		ДX													٣١	エ		7	2	ク			'				≖ Æ			ジ	<i>,,</i> ,		1	1	460		
	测量地上名																1 2	1 1									酸								120		
	lo. 測定地点名 (図番号)			0	0		窒		\$		鉛	水	: (C		化 チ		中	ジ		ען ע			🗖		性		Þ	う	ォ			+	ベ		伝	
	(凶笛写)																"	1 4	ク	_ *	レーク						44-			.,							
		1-								P					,	レ	I H	1 "				エ	_	T			性			,	_	١.			1 1		
		位								,					7		ΙT	±		エ			エ	プーゼ						+	エ		トシ	1			
									ゥ							炭 ン	土	1 +	ェ		P P	チ	チ			窒	90									導	
															夕			17	チ	チ :	± l ±		′				窒			₩			レン	ゼ	17		
																**	夕		,	レー	a a	レ	レ	~													
				_	_		_	1.346			_	- 4-	. .			↓ .					rır		١.						_				14-7				
—		置	Н	D	D	S	素	燐	4	レ	素			В	レ	素 1	シ	レ	ン	ン	レーレ	ン	ン	<u>ン</u> ン	レ	素	素	素	素	ン	ン	ン	類	レ	レ	率	
70)	1 水質 D ため池 (アー11)	表流水	4	1→0	1→0	1→0	1→0	1→0			1 1	_				1→0		1→0	1	<u> </u>	→0 1→	υ 1 •	1	1→0 1		1	1		4	1	1	1	1→0	1→0	4→0	_	
72	2 水質②湧水・牧草地(ア-13)	表流水	4	1→0	1→0	1→0	1→0	1→0			1 1				→0	1→0	1→0		1	<u> </u>	→0 1→	0 1	1	1→0 1		1	1		4	1	1	1	<u> </u>	1→0	4→0	-	
	3 水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)(アー14)	表流水	6	4→0	4→0	++	4→0				1 1		_ _	4	· •	4→0		4→0	4→1		→0 4→	<u> </u>	+	4→0 4		4	4		6	4	2→1	2→1		2→0			
	4 放流支川下流(アー17)	表流水	6	4	4	4	4	4			1 1	_	_ _	4	· •	4→0	4→0	1	4→1		→0 4→	0 4→1	4→1	4→0 4	_	4	4		6	4	2→1	2→1	1→0	2→0	_	1	
	5 杉倉川下流(アー19)	表流水	4	1	1	1	1	1			1 1			4	1→0	1→0	4→0	4→0	4→1	1-	→0 1→	0 1	4→1	1→0 4		1	1		4	4	1	1	1→0	1→0	4→0	4	
	6 境沢中流(アー20)	表流水	6	4→0	4→0	4→0	4→0	4→0			1 1			4	1→0	4→0	4→0	4→0	4→1	4-	→0 4→	0 4→1	4→1	4→0 4		4	4		6	6	4→1	4→1	1→0	4→0	6→0	6	
水	7 境沢県境(アー21)	表流水	12	4→0	4→0	4→0	4→0	4→0			1 1			4	1→0	4→0	4→0	4→0	4→1	4-	→0 4→	0 4→1	4→1	4→0 4		4	4		12	6	4→1	4→1	1→0	4→0	12→0	12	
等	8 熊原川(飯豊橋)(アー22)	表流水	4	1→0	1→0	1→0	1→0	1→0			1 1			1	→0	1→0	1→0	1→0	1	1-	→0 1→	0 1	1	1→0 1		1	1		4	4	1	1		1→0	4→0	4	
	9 ラグーン脇No.8井戸(アー6)	地下水	6								1 1			2	2→0	2→0 2→1	2→0	2→0		2→1 2-	→0 2→	0 2→1	2→1	2→0 2		2	2		6	4	2→1	2→1		2→0	6→0	6	
周	0 場内西側斜面No. 15井戸(アー9)	地下水	12								1 1			4	1→0	4→0 4→1	4→0	4→0		4→1 4	→0 4→	0 4→1	4→1	4→0 4		4	4		12	4	4→1	4→1		4→0	12→0	12	
辺	1 中央谷下流斜面(アー10)	地下水	12								1 1			4	1→0	4→0 4→1	4→0	4→0		4→1 4-	→0 4→	0 4→1	4→1	4→0 4		4	4		12	4	4→1	4→1		4→0	12→0	12	
地	2 南側県境地下水(アー23)	地下水	12								1 1			4	1→0	4→0 4→1	4→0	4→0			→0 4→	0 4→1	4→1	4→0 4		4	4		12	12	2→1	2→1		2→0		12	
下	3 南側牧草地下流地下水(アー24)	地下水	4								1 1			1	→0	1→0 1	1→0	+		1 1	→0 1 →0 1→	0 1	1	1→0 1		1	1		4	1	1	1		-	4→0		
	4 ラグーン上流西地下水(アー31)	地下水	6								1 1		+		-0	1→0 1	1→0	1 -		1 1.	-0 1 ·	0 1	1	1→0 1		1	1		6	1	1	1			6→0		
	5 堰堤下流南側No. 12井戸(アー8)	地下水										_		-+	1→0	2 .0 4 .0	1 10	4→0		4→0 2	0 1 7	0 2 0	4→0			2	2		4	6	2→0	2 .0			6→0	_	
			6 8→6								4 4	•	-	4	1→0	2→0 4→0	4→0	7 0			$\rightarrow 0$ $2 \rightarrow$ $\rightarrow 0$ $4 \rightarrow$	0 2→0	4 0						4	o 8→6				4→0		_	
	6 県境-2 (ア-26)	地下水											-	4	1→0	4→0 4→0				<u> </u>	<u> </u>	• • •	+ · · ·	4→0 4						• •	4→0						
	7 県境-3 (アー27)	地下水	6										_	4	1→0	4→0 4→0		1 -			→0 4→	0 4→0		4→0 4						6	4→0			4→0	-		
	8 県境-4 (アー28)	地下水											_	4	1→0	4→0 4→0	4→0	<u> </u>			→0 4→	0 4→0	4→0	4→0 4						4→6	4→0	4→0		4→0	-		
	9 県境-5 (アー29)	地下水	8→6										4	4	1→0	4→0 4→0	4→0	4→0		<u> </u>	→0 4→	0 4→0	4→0	4→0 4						8→6	4→0	4→0		4→0		※ 2	
	0 揚水井戸DW1 (アー37)	地下水	6→12						1→0	1→0	4 4		1-	→0 4	1→0	4→0 4→0	4→0	4→0		4→0 4	→0 4→	0 4→0	4→0	4→0 4	1→0	1	1	1→0	4	6→12	4→0	4→0	1→0	4→0		6→12	
	21 揚水井戸DW2 (アー38)	地下水	6→12						1→0	1→0	4 4	. 1	1-	→0 4	1→0	4→0 4→0	4→0	4→0			→0 4→		4→0	4→0 6	1→0	6	6	1→0	6	6→12	4→0	4→0	1→0	4→0	6→0	6→12	
	2 揚水井戸DW3 (アー39)	地下水	6→12						1→0	1→0	4 4	. 1	1-	→0 4	1→0	4→0 4→0	4→0	4→0		4→0 4	→0 4→	0 4→0	4→0	4→0 6	1→0	6	6	1→0	6	6→12	4→0	4→0	1→0	4→0		_	
	3 県境-7 (アー40)	地下水	4→6																											4→6					4→0	4→6	
],_[4 県境-8(ア-41)	地下水	4→6																											4→6						4→6	
遮	5 中央谷井戸-1 (ア-42)	地下水	4→6													4→0 4→0				4→0 4										4→6				4→0			
水	26 中央谷井戸-2 (ア-43)	地下水	6											4	1→0	4→0 4→0	4→0	4→0		4→0 4-	→0 4→	0 4→0	4→0	4→0 4						6	4→0	4→0		4→0	6→0	6	
<u> ==</u>	7 アー44ー2	地下水	6																											6						6	
内地	8 アー45ー2	地下水	6																											6						6	
下	7-46-2	地下水	6															1										1		6						6	
水	7 -47-1	地下水	6										1				1						1			<u> </u>				6					1	6	
///	11 7 -47 - 2	地下水	6										1				1	1					1			1				6		1		1	1	6	
	2 7 -48 - 2	地下水	6									_	-				+						 			 				6						6	
	7-49-2	地下水	6			 				 		\dashv	\dashv	-+	\dashv	-	+	1		+	-+	+	+	+ +				\rightarrow	+	6		 		1	+	6	
	44 7 - 50 - 1	地下水	6		1					1			-		+		1			+ +		-	1	+ +					+	6		1		1	1	6	
					1	1				-		_	-	_			+	-		 		-	-									-	.	-			
	55 7 - 50 - 2	地下水	6			 				-		-	\dashv		\dashv		+	1		+		-	1	+ +		-	\vdash	\longrightarrow		6		1		1	1	6	
	66 7 - 51 - 2	地下水	6			1		 				_					1	1		\vdash		-	 	\vdash		<u> </u>				6			<u> </u>			6	
	7 7 -52 -1	地下水	6									_		_			1	1												6		ļ	<u> </u>	ļ		6	
	8 湧水採水用立管 (ア-53)	地下水	6		<u> </u>								_ _				1			$oxed{oxed}$			<u> </u>							6						6	
	9 揚水井戸SW4 (アー54)	地下水	12															<u> </u>												12		<u> </u>		<u> </u>		12	—
	40 揚水井戸24地点(DW5~20(16地点)+SW21~28(8地点)))地下水	288																											288						288	12回×24地点
	見直しの考え方の区分(①~④-5)		(A) — 1	(a) − ∘	∅ − 2	4 -3	<u>a</u> 3	(4) − 2	1	1	3 3	0 (1		1	1	1 2	1	1	2	2	1 1	2	2	1 3	1	3	3	1	3	3	2	2	4) – 5	(A) – 1	(A) - 2	<u> </u>	
														U	\cup				€							<u>ુ</u>	9	\cup	9	9	((⊕) _ 5	<u>-</u> 4	- 2	⊕)— I	
	表中の数字は調査回数。「1」は8月、	[2 1+0	12 FI	Γ/	1 1+5	Ω 10	12 FI	Γ6	1 1+5	7 Q ·	10 12 2 F	に宝	左																								

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施。 鉛及び砒素については、通常の分析で検出された場合に、メンブランフィルター (孔径0.45 μm) でろ過した後のろ液についても分析を実施する。 ※1:法改正により塩化ビニルモノマーから名称変更。 (H29.4.1~) ※2:No.16~19(ア-26~29)、No.25(ア-42)の地下水位及び電気伝導率は常時監視。

	П		1		£	+ 活理	境項E	1							健	康項	[]						亜	監視	その他	備考
			採	р	В	_{工/口} 垛	· S	· 全	全		砒	総	ク	シ	1	<u>پر م</u>	<u>マロ</u>	ベ	硝	亜	ほ	1	<u>پر</u>	十	電	.∟. Hri
			1214	Ρ	-			_	_		-20	1110.		ス	,	l .	′		-11		101	,	l '	,	þ	
														Î	2	IJ						4				
														Ιί			ラ			硝						
														,	ジ	ク			酸						気	
			取										_	2		_	ク	ン				ジ	ル	シ		
													エ		ク					酸						
	No.	測定地点名			0	0		窒		鉛		水	チ	ジ					性		う	オ			伝	
		(図番号)						_		24		',`		ク					'	.1.41		\ \alpha			ļ.—,	
			,										レ			エ	_	1.5		性		١.	l _	١.		
			位												エ		エ	ゼ				キ	ᅟ	レレ		
													ン	ェ	チ	チ	チ		窒	卒					導	
													\•⁄	チ	'	١,				罿		サ				
													×	レ	レ		レ									
			置	Н	D	D	s	素	燐		素	銀	1	ン	ン	レン	ン	レン	素	素	素	ン	ン	ン	率	
周	1	水質Dため池(アー11)	表流水	4				<i>></i> 1×	777	1	1			1		1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	
一边		水質②湧水・牧草地(アー13)	表流水	4						1	1			1		1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	
河	_	水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)(アー14)	表流水	6						1	1			- 1		- 1	1	4	4	4	6	4	- 1	1	6	
Ш	_	放流支川下流(アー17)	表流水	6	4	4	4	4	4	1	1			- 1		1	1	4	4	4	6	4	- 1	1	6	
-		杉倉川下流(アー19)	表流水	4	1	1	1	1	1	1	1			- 1		1	1	4	1	1	4	4	1	1	4	
湧	6	境沢中流(アー20)	表流水	6						1	1			1		- 1	1	4	4	4	6	6	1	- 1	6	
水	7	境沢県境(アー21)	表流水	12						1	1			1		- 1	1	4	4	4	12	6	1	- 1	12	
等	8	熊原川(飯豊橋)(アー22)	表流水	4						1	1			1		1	1	1	1	1	4	4	1	1	4	
	9	ラグーン脇No.8井戸(アー6)	地下水	6						1	1		1		1	1	1	2	2	2	6	4	1	1	6	
周	10	場内西側斜面No. 15井戸(アー9)	地下水	12						1	1		1		1	1	1	4	4	4	12	4	1	1	12	
辺地	11	中央谷下流斜面(アー10)	地下水	12						1	1		1		1	1	1	4	4	4	12	4	1	1	12	
一下		南側県境地下水(アー23)	地下水	12						1	1		1		1	1	1	4	4	4	12	12	1	1	12	
水		南側牧草地下流地下水(アー24)	地下水	4						1	1		1		1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	4	
	14	ラグーン上流西地下水(アー31)	地下水	6						1	1		1		1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	6	
		堰堤下流南側No. 12井戸(アー8)	地下水	6						4	4							4	2	2	4	6			6	
	_	県境-2(ア-26)	地下水	6														4				6			※ 2	
۰	_	県境-3(ア-27)	地下水	6														4				6			※ 2	
進水		県境-4(ア-28)	地下水	6														4				6			※ 2	
	19	県境-5(アー29)	地下水	6														4				6			※ 2	
内	20	揚水井戸DW1 (アー37)	地下水							4	4	1						4	1	1	4	12			12	
地	21	揚水井戸DW2 (アー38)	地下水	12						4	4	1						6	6	6	6	12			12	
下		揚水井戸DW3 (アー39)	地下水	12						4	4	1						6	6	6	6	12			12	
水		県境 - 7 (アー40)	地下水	6	 						 					<u> </u>	1					6	<u> </u>		6	
		県境-8 (アー41) 中央公共豆-1 (アー42)	地下水 地下水	6										<u> </u>				1				6	<u> </u>		<mark>6</mark> ※2	
		中央谷井戸-1(ア-42) 中央谷井戸-2(ア-43)	地下水	6														4		-	-	6	-		6	
-		中央台井戸 - 2 (アー43) アー44-2	地下水	6														4				6			6	
٠,		アー44ー2 アー45ー2	地下水	6		<u> </u>						<u> </u>		 		<u> </u>	1	<u> </u>		-	-	6	ł —		6	
遮水		7-45-2 $7-46-2$	地下水	6						-				 								6	 		6	
壁		アー40-2 アー47-1	地下水	6																-	 	6	1		6	
内		アー47-1	地下水	6		-						-				<u> </u>	1	-		 	 	6	1		6	
地下	_	アー47-2 アー48-2	地下水	6		-						-				<u> </u>	1	-		 	 	6	1		6	
水		アー49-2	地下水	6																		6	1		6	
迫	_	アー50-1	地下水	6																 		6	l		6	
追 加		アー50-2	地下水	6																		6	 		6	
調		アー51ー2	地下水	6																		6	 		6	
查地	_	アー52ー1	地下水	6																		6		1	6	
地点	_	アー52 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	地下水	6																		6			6	
<u> </u>		揚水井戸SW4 (アー54)	地下水	12																		12	1		12	
			地下水	288																		288				12回×24地点
		表中の数字は調査回数。「1」は8月. 「			ГА		0 10	10 🗆	ГΛ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 0 1	0 10 1				•							-			· · · · · · · · · · ·

表中の数字は調査回数。「1」は8月、「2」は8,12月、「4」は5,8,10,12月、「6」は5,7,8,10,12,2月に実施。

鉛及び砒素については、通常の分析で検出された場合に、メンブランフィルター(孔径0.45μm)でろ過した後のろ液についても分析を実施する。

※1:法改正により塩化ビニルモノマーから名称変更。 (H29.4.1~)

※2: No. 16~19 (ア-26~29)、No. 25 (ア-42) の地下水位及び電気伝導率は常時監視。